重要【令和９年１月更新】

８福祉障療第６９１号
令和８年 10 月 23 日

指定障害児通所支援事業者　殿
各 事 業 所 管 理 者　　殿

東京都福祉局障害者医療調整担当部長
吉　野　成　典
（ 公 印 省 略 ）

障害児通所支援事業者の指定更新について（通知）

平素より、東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、障害児通所支援事業者の指定については、児童福祉法第 21 条の５の 16 の規定に基づき、６年ごとに指定の更新を受けなければ、その期間の経過をもって指定の効力を失うこととなっており、**貴事業所の指定の効力は、令和８年 12 月 31 日に満了となるため、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなります。**

つきましては、指定更新を希望される事業者の皆様におかれましては、下記により指定更新申請に必要となる書類の提出等お手続きをお願いします。

記

１　指定更新の手順

(1) **事業所更新時講習会の受講**

事業所更新時講習会を配信しています。講習会は管理者の受講が必須です。管理者は受講後、事業所更新時講習会受講報告書を作成してください。
講習会動画は以下の URL よりアクセスして視聴してください。

https://youtu.be/CyIIlxo6rQY

(2) 提出書類の作成

指定更新書類の様式内にある「提出物チェックリスト」に基づき書類を作成いただき、上記受講報告書を添付の上、御提出ください。

作成に当たっては「指定更新のしおり」を御参照ください。

下記 URL に指定更新書類の様式を掲載しております。

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-026

(3) 書類の提出期限

書類は郵送にて令和８年 11 月 25 日（水曜日）必着とします。

なお、提出先は以下になります。

〒163-0718
東京都新宿区西新宿２丁目７番１号新宿第一生命ビル 18 階
公益財団法人東京都福祉保健財団　事業者支援部
障害福祉事業者指定室　＜児童系サービス＞宛

(4) 送付書類
指定更新通知、指定更新のしおり、指定更新様式、事業所更新時講習会受講報告書

２　その他
(1)　令和６年度より情報公表未報告減算が新設されました。事業者において情報公表システム（WAM ネット）での公表状況を事前に御確認ください。
https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/
(2)　指定更新に当たり、必要に応じて現地確認等を行うことがあります。日程調整の上、管理者の方にお立ち合いいただくことになりますので御協力をお願いします。
(3)　書類の作成に際しては、東京都障害者サービス情報の書式ライブラリーのマニュアルや関係法令等を適宜御確認いただきますようお願いします。
なお、御不明な点は下記担当までお問い合わせください。

担当：公益財団法人東京都福祉保健財団　事業者支援部
障害福祉事業者指定室　＜児童系サービス＞
ＴＥＬ：０３－６３０２－０３１５
東京都障害者サービス情報：
https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=093-001